

防災安全R 6-5-3

2025年2月20日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

東京電力ホールディングス株式会社  
原子力運営管理部長

**福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の適用について（ご連絡）**

「福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画」につきまして4号機タービン建屋の排気ファン台数を2台から1台に変更することから、別表2-2のEAL番号：SE02/GE02の事業者解釈について、2025年2月20日より次回修正までの間、別添の通り、4号機においてタービン建屋排気ファンを1台運用とする場合の値を適用することをご連絡致します。

**添付資料**

- ・福島第二原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の適用箇所一覧表

以上

## 福島第二原子力発電所 防災業務計画の適用箇所一覧表

・該当ページ：II-20

2025年2月20日に4号機タービン建屋の排気ファン台数を2台運用から1台運用に変更しましたので該当号機については下表の下段の数値を適用いたします。

	1号機	2号機	3号機	4号機	集中RW
排気筒モニタ基準(cps)	230	680	930	780	290
	310*	920*	1200*	1000*	

\*タービン建屋排気ファンを停止させ2台運用から1台運用となった場合に適用する。

### 【参考】

2025年2月20日以降の基準値

	1号機	2号機	3号機	4号機	集中RW
排気筒モニタ基準(cps)	230	920	930	1000	290